

大船渡市

見学
体験
-

研修
支援制度
-

就農資金
制度
-

住宅情報
提供
あり

住宅費用
支援
あり

求人情報
紹介
-

◆ 管内の農業事情等

農 業 振 興 方 針	<p>本市は岩手県の東南部に位置し、総面積の8割以上を山林原野が占めており、区画狭小な耕地が傾斜地に散在するなど典型的な中山間地域のもとで、ピーマン、きゅうり、たまねぎ等の高収益作物、畜産及びしいたけ等の複合型農業を展開している。</p> <p>夏季冷涼、冬季温暖な気象条件を活かした収益性の高い施設型・周年生産型農業の確立による農業経営の安定支援等を図り、「魅力ある農業の推進」を基本目標に掲げ、その実現を目指していく。</p>
重 点 推 進 作 物	<p>水稲、花き、野菜(ピーマン、きゅうり、たまねぎ、トマト)、菌床しいたけ、小枝柿</p>
主 な 学 校 等 教 育 施 設	<p>小学校 11校、中学校 8校、高等学校 2校、こども園 3、保育園 9、幼稚園 1 図書館、博物館、公民館、スポーツ施設等</p>
主 な 医 療 機 関	<p>県立大船渡病院、個人医院、歯科医院 多数</p>



陸前高田市

見学
体験
-

研修
支援制度
-

就農資金
制度
あり

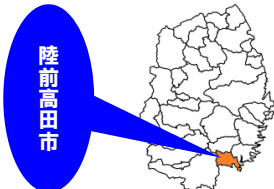
住宅情報
提供
-

住宅費用
支援
-

求人情報
紹介
-

◆ 就農受入れ支援内容

事業主体	陸前高田市
対象者・ 支援内容	<p>1 陸前高田市振興作物推進事業</p> <p>(1) 対象者 市内に住所を有し、かつ市内で市の振興作物であるトマト、いちご、きゅうり、ピーマンの生産を行う次の農業者等。 ア 認定農業者 イ 本事業により規模拡大を図り、経営改善計画を提出する意思のある農業者 ウ 農業により生計維持を図ろうとする新規就農者 エ 農業協同組合 オ その他市長が特に必要と認めた農業者等</p> <p>(2) 支援内容 振興作物(トマト、いちご、きゅうり、ピーマン)の生産に必要な農業用パイプハウス及び資材等の経費に対する助成。事業費の1/2以内の額で、パイプハウスは限度額50万円、資材等は限度額25万円。</p> <p>2 農業用機械導入支援事業</p> <p>(1) 対象者 一定規模以上の受益を持ち(機械により受益面積が異なります)、市内に住所を有する次の農業者等。 ア 認定農業者及び経営改善計画を提出する意思のある農業者 イ 農業生産法人、集落営農組織及び農業者の組織する任意組合 ウ 農業により生計維持を図ろうとする新規就農者 エ 農地利用集積又は他の農業者の委託を受け、作業を受託する農業者 オ その他市長が特に必要と認めた農業者</p> <p>(2) 支援内容 経営規模が少なく、受益面積が国・県等の補助事業採択要件を満たさない農業者が農業機械を導入する経費に対して助成。事業費の1/2以内の額で、限度額50万円。</p> <p>3 陸前高田市果樹産地化推進事業</p> <p>(1) 対象者 市内に住所を有する次の農業者等 ア 果樹の経営耕地面積が10a以上で、1年以内に販売実績がある農家及び生産団体 イ 新規就農し、販売を目的として果樹栽培に取り組もうとしている農家及び生産団体</p> <p>(2) 支援内容 りんご、ぶどう及びゆずにおける改植・高接・新植に要する経費(苗木代、資材費等)に対する助成、事業費3/4以内の額で、限度額150万円。また、改植・新植後の未収益期間4年間の栽培管理経費に対する助成、定額補助、200千円/10a。</p> <p>4 農業研修支援事業</p> <p>(1) 対象者 市内に住所又は事業所を有する次の農業者等 ア 認定農業者 イ 本事業により規模拡大を図り、経営改善計画を提出する意思のある農業者 ウ 農業法人又は農業者の組織する任意組合 エ 農業により生計維持を図ろうとする新規就農者 オ その他市長が認めた者</p> <p>(2) 支援内容 農業者が生産技術の向上を目的として農業研修を受講するために必要な経費や、農業簿記ソフト等の導入に係る経費に対する助成。事業費の1/2以内の額で、限度額5万円。</p>
問 合 先	〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野100番地 陸前高田市 地域振興部農林課 0192-54-2111 FAX:0192-54-3888



見学
体験
-

研修
支援制度
-

就農資金
制度
あり

住宅情報
提供
-

住宅費用
支援
-

求人情報
紹介
-

◆ 就農受入れ支援内容(続き)

対象者・支援内容	<p>5 地域農業担い手支援事業</p> <p>(1) 対象者 年齢が満50歳以上満69歳以下の認定シニア就農者(※) ※ 本市に住所を有する定年帰農者(満50歳を迎えた日以降に民間企業等を退職し、農業経営を営み、又は営もうとする方)で、シニア就農者農業経営計画を作成し、市長の認定を受けた就農者。</p> <p>(2) 支援内容 定年帰農者が経営計画に基づき導入する農業用機械や生産資材等に係る経費に対する助成。事業費の3/4以内の額で、限度額150万円。</p> <p>6 営農相談窓口の開設</p> <p>(1) 対象者 市内で就農しようとする方</p> <p>(2) 支援内容 毎週水曜日に開設する「営農相談窓口」において、市・JA・農業改良普及センターが連携し就農相談等に応じます。(前日の正午までに事前予約が必要です。)</p>
問 合 先	<p>〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野100番地 陸前高田市 地域振興部農林課 0192-54-2111 FAX:0192-54-3888</p>

